

上下水道使用開始届

令和 年 月 日

宍粟市長 様

届出人 〒

住所

氏名

電話番号 (自宅)

(携帯番号)

次のとおり、給水契約に「定型約款」が適用されることに合意し、使用を開始したいので届出します。

「定型約款」・・・（宍粟市水道事業給水条例）及び（宍粟市水道事業給水条例施行規則）※裏面参照

使用場所	宍粟市	
使用者	水道	フリガナ
	下水道	<input type="checkbox"/> 水道の使用者と同じ フリガナ
使用開始年月日	令和 年 月 日 () 立会い (<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無) 作業日: 月 日 時	
請求書送付先	住所	<input type="checkbox"/> 水道の使用場所と同じ <input type="checkbox"/> 水道の使用場所と異なる (以下に記入) 〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	宛名	フリガナ

※市役所処理欄

水栓番号	口径	メーター番号	検満
-	<input type="checkbox"/> 13 ・ <input type="checkbox"/> 20 <input type="checkbox"/> その他()		R /
前回閉栓指数	開栓指数	水道料金支払い方法	開栓手数料 (入金日: /)
m ³ (H/R . .)	m ³ (R . .)	<input type="checkbox"/> 納付書 <input type="checkbox"/> 口座振替	<input type="checkbox"/> 初回請求と併せて (納 / 口振) <input type="checkbox"/> 会計案内 <input type="checkbox"/> 納付済
使用区分	<input type="checkbox"/> 上水のみ <input type="checkbox"/> 下水のみ <input type="checkbox"/> 上水と下水両方	汚水区分	<input type="checkbox"/> 水道のみ <input type="checkbox"/> 井戸のみ <input type="checkbox"/> 併用 (使用者人数 人)

水道管理課	課長	副課長	係長	係員	【 本人確認欄 】	
					受付日	令和 年 月 日
備考	<input type="checkbox"/> 調定計算後の奇数月開栓の場合、初回請求分を手入力したか				方法	窓口 ・ 郵送 ・ FAX ・ Mail
					届出人	住基 (有 ・ 無) 添付 (有 ・ 無)
					使用者	住基 (有 ・ 無) 添付 (有 ・ 無)
				確認者 ◎	(備考)	

大栗市水道事業給水条例 及び 大栗市水道事業給水条例施行規則 の全文は以下のURLよりご覧ください。
https://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/dobokubu/kanrika/tantojoho/kyuusuikeiyaku/9379.html

最終改正日 令和4年12月19日条例第39号
○大栗市水道事業給水条例（抜粋）

平成17年4月1日条例第211号

（水道の使用開始、休止、変更等の届出）

第23条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- （1）水道の使用を開始するとき。
 - （2）水道の使用を休止し、又は廃止するとき。
 - （3）水道の口径を変更するとき。
 - （4）消防演習に消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に届け出なければならない。
- （1）水道使用者等の氏名又は住所に変更があったとき。
 - （2）給水装置の所有者に変更があったとき。
 - （3）消防用として水道を使用したとき。
 - （4）用途の変更等料金算定の基礎となる事項に変更があったとき。

（料金）

第28条 料金は、基本料金と従量料金との合計額とする。

2 基本料金（1か月当たり）は、給水装置に取り付けたメーターの口径区分により、次の表のとおりとする。

メーターの口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
基本水量	10m ³	10m ³	10m ³	—	—	—	—
金額	2,200円	2,700円	3,100円	6,900円	14,200円	33,400円	70,200円

3 従量料金（1立方メートル当たり）は、基本水量を超える水量（以下「超過水量」という。）の区分により、次の表のとおりとする。

口径区分	13mm・20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
金額	170円	190円	220円	230円	240円	290円

第29条 公衆浴場において使用するものについての料金は、前条第2項に定める基本料金のほか、超過水量に対する料金は、1立方メートル当たり230円をそのすべての超過水量に適用する。

2 あらかじめ期間を定めて使用する場合、工事用等で臨時に使用する場合及び臨時に区域外へ分水する場合の料金は、前条第2項に定める基本料金は適用せず、従量料金は1立方メートル当たり300円をそのすべての使用水量に適用する。

第29条の2 前2条の規定による料金には、消費税等の額に相当する金額を加えるものとし、消費税等の額の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（料金の算定）

第30条 料金は、定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ市長が2か月ごとに定めた日。以下「定例日」という。）にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって定例日が属する月の翌月分及び翌々月分として算定する。この場合において、使用水量は、各月均等とみなし、各月の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は、定例月の翌月分の使用水量に当該端数を加えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、定例日以外の日にメーターの点検を行うことができる。

（給水の停止）

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由が継続する間給水を停止することができる。

- （1）水道の利用者が第11条の工事費、第25条第2項の修繕費、第27条の料金又は第35条の手数料を市長が指定する期限内に納入しないとき。
- （2）水道の利用者が、正当な理由がなくして第30条のメーターの点検又は第37条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- （3）給水栓を汚染のおそれのある器具又は施設と連結して使用するものについて、警告を発してもなおこれを改めないとき。

附 則

（料金の特例）

10 令和5年7月分から令和6年3月分までとして徴収する料金に係る第28条の規定の適用については、同条第2項の表中「2,200円」とあるのは「1,960円」と、「2,700円」とあるのは「2,420円」と、「3,100円」とあるのは「2,780円」と、「6,900円」とあるのは「6,220円」と、「14,200円」とあるのは「12,770円」と、「33,400円」とあるのは「29,750円」と、「70,200円」とあるのは「63,270円」とし、同条第3項の表中「170円」とあるのは「160円」と、「190円」とあるのは「180円」と、「220円」とあるのは「200円」と、「230円」とあるのは「210円」と、「240円」とあるのは「220円」と、「290円」とあるのは「270円」とする。

11 令和6年4月分から令和7年3月分までとして徴収する料金に係る第28条の規定の適用については、同条第2項の表中「2,200円」とあるのは「2,090円」と、「2,700円」とあるのは「2,550円」と、「3,100円」とあるのは「2,900円」と、「6,900円」とあるのは「6,500円」と、「14,200円」とあるのは「13,340円」と、「33,400円」とあるのは「31,090円」と、「70,200円」とあるのは「66,120円」とし、同条第3項の表中「170円」とあるのは「160円」と、「220円」とあるのは「210円」と、「230円」とあるのは「220円」と、「240円」とあるのは「230円」と、「290円」とあるのは「280円」とする。

附 則（令和4年12月19日条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第28条第2項及び第3項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に料金の支払を受ける権利の確定するものに係る当該確定した料金については、なお従前の例による。

○大栗市水道事業給水条例施行規則

平成17年4月1日規則第154号

（使用水量の算出）

第20条 条例第31条に規定する使用水量は、メーターにより1立方メートルごとに計量し、1立方メートル未満の使用水量又は計量以降の使用水量は、翌月の使用水量に算入する。ただし、給水装置の使用を休止し、廃止し、又は給水を停止したときは、この限りでない。

（料金等の徴収方法）

第21条 条例の規定により徴収する料金等は、納入通知書により市長が指定する期日までに指定金融機関及び指定代理金融機関に納入するものとする。

（給水停止の処分）

第23条 条例第39条による給水の停止は、給水栓の封印、止水栓、副水栓の閉止又はメーターの取外し若しくは配水管との連絡を切断することによって行う。